

2022年8月10日

第34回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令及び定款に基づくインターネット開示事項

日本エンタープライズ株式会社

目次

第34期事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	
(1)当連結会計年度の事業の状況	2
(2)直前3連結会計年度の財産及び損益の状況	5
(3)重要な親会社及び子会社の状況	6
(4)対処すべき課題	7
(5)主要な事業内容	9
(6)主要な営業所	10
(7)使用人の状況	11
(8)主要な借入先の状況	11
(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項	11
2. 会社の現況	
(1)株式に関する事項	12
(2)新株予約権等に関する事項	13
(3)会社役員に関する事項	14
(4)会計監査人に関する事項	21
(5)業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要	22

第34期連結計算書類

連結貸借対照表	27
連結損益計算書	28
連結株主資本等変動計算書	29
連結注記表	31

第34期計算書類

貸借対照表	46
損益計算書	47
株主資本等変動計算書	48
個別注記表	50

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	60
計算書類に係る会計監査報告	62
監査役会の監査報告	64

第34回定時株主総会招集ご通知に記載した事業報告の内容を本資料にも掲載しております。

第34期 事業報告

2021年6月1日から
2022年5月31日まで

東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号

日本エンタープライズ株式会社

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等による資源価格上昇の影響を受けつつも、景気の基調が持ち直してまいりましたが、今後の変異株の動向やウクライナ情勢の展開等による影響が懸念され、依然として先行きは不透明な状況であります。

このような経済情勢の下、当社グループに関連するITサービス業界を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うサプライチェーンの停滞による各種商材の減少等、今後の不確実性の高まりからの経済の下振れ懸念はあるものの、働き方改革及び在宅勤務（テレワーク）の浸透並びに業務プロセスの効率化等のDX（注1）の推進によりITサービスの需要は堅調に推移しております。

これらの状況において、当社グループといたしましては、スマートフォンアプリ、システム開発、デバッグ、クラウド、業務効率化アプリ、キッキング支援、音声ソリューション、電子商取引（eコマース）、業務支援などのサービスを推進し、事業規模及び収益拡大に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は40億19百万円、営業利益は1億2百万円、経常利益は1億53百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は71百万円となりました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業績への影響につきましては、「ソリューション事業」において、感染拡大防止のための緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の度重なる発出に伴う企業活動の停滞により、一部の案件において遅延が生じておりますが、企業のIT投資意欲は総じて高く、当社グループの業績に与える影響は軽微な状況となっております。一方、法人向け「ビジネスサポートサービス（クリエイション事業）」において、企業の旺盛な端末の買い替え需要に変わりはないものの、サプライチェーンの停滞によるスマートフォンやタブレット等新規端末不足の影響が生じております。

事業の種類（セグメント）別の状況につきましては、次のとおりであります。

はじめに、自社で保有する権利や資産を活用したサービスを提供するクリエイション事業は、一般消費者向け「コンテンツサービス」においては、通信キャリアが運営するプラットフォームで提供する定額制コンテンツに女性向け健康サポートコンテンツを投入した他、広告収入の拡大に注力してまいりましたが、月額コンテンツ及び通信キャリア以外が運営するプラットフォームで提供するコンテンツの減少を補えず減収となりました。

法人向け「ビジネスサポートサービス」においては、企業による業務効率化やクラウド活用が進む中、キッキング支援、交通情報・音声・調達・観光・教育等の各種サービスの他、自社開発のサービスを活用した受託開発に注力いたしました。特に、音声・調達・交通情報については、コロナ禍の中、伸長してまいりましたが、サプライチェーンの停滞によるスマートフォンやタブレット等新規端末の品薄状態が長期化したことでキッキング支援が大きく影響を受け減収となりました。

以上の結果、クリエイション事業の売上高は18億31百万円、セグメント利益は4億43百万円となりました。

次に、法人向けシステムの受託開発・運用を主な業務とするソリューション事業は、「システム開発・運用サービス」においては、働き方改革及び在宅勤務（テレワーク）の浸透並びに業務プロセスの効率化等、近年需要が高まっている法人のDX化の促進により、AI（注2）やIoT（注3）など、様々な技術を組み合わせたシステム開発の需要が増大する中、スマートフォンアプリ及びサーバ構築の豊富なノウハウと実績が評価され、スクラッチ開発（注4）を中心としたアプリ開発、WEB構築、サーバ構築、システム運用・監視、デバッグ、ユーザーサポートなどクリエイション事業で培ったノウハウを活かした受託開発を推進してまいりました。

また、人手不足問題にマッチした業務支援サービスは、大手通信キャリアを中心に積極的な営業強化及び高度人材の継続的な獲得・育成に注力し、既存顧客への深耕と新規顧客の獲得を推し進めた結果、増勢に推移いたしました。

今後拡大が見込まれる端末周辺事業は、中古端末（スマートフォン等）買取販売において、買い替える新規端末の品薄状態の長期化による影響を受けながらも、企業のIT投資意欲と持続可能な社会構築への意識の高まりを背景に、増進いたしました。

その他、新型コロナ対策商材については、各種医療物資の調達支援が市場流通量の回復とともに減少したものの、感染リスクの回避・拡大防止・予防に対する社会的ニーズが引き続き高い中、抗菌・抗ウイルス性能を有するガラスコーティング剤の拡販に注力してまいりました。

以上の結果、ソリューション事業の売上高は21億88百万円、セグメント利益は2億56百万円となりました。

(注1) 「Digital Transformation」の略

「ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。

(注2) 「Artificial Intelligence」の略

人間の知的営みをコンピューターに行わせるための技術。いわゆる「人工知能」。

(注3) 「Internet of Things」の略

モノをインターネットに接続して制御・認識などを行う仕組みを意味する。

(注4) システム開発で、特定のパッケージ製品のカスタマイズや機能追加などによらず、すべての要素を個別に最初から開発すること。

(単位：百万円、%)

事業セグメント	第33期		第34期		前連結会計年度比増減率	
	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益
クリエイション事業	2,155	696	1,831	443	△15.1	△36.3
ソリューション事業	2,191	229	2,188	256	△0.1	11.8

② 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1億4百万円で、その主なものは次のとおりであります。なお、設備投資のセグメント別内訳は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。

イ. 当連結会計年度に取得した主要設備

クリエイション関連システム等 86百万円

ロ. 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却・撤去・滅失

社内管理システム 4百万円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2021年4月23日開催の取締役会において、当社を存続会社として、当社の完全子会社である交通情報サービス株式会社を吸収合併することを決議し、2021年6月1日付で吸収合併いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第31期 (2019年5月期)	第32期 (2020年5月期)	第33期 (2021年5月期)	第34期 (当連結会計年度) (2022年5月期)
売 上 高 (百万円)	3,413	3,588	4,346	4,019
経 常 利 益 (百万円)	292	310	355	153
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 (百万円)	97	176	134	71
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	2.44	4.40	3.35	1.81
総 資 産 (百万円)	6,035	6,200	6,132	5,664
純 資 産 (百万円)	5,213	5,326	5,182	4,892
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	122.48	124.91	126.06	123.50

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 議 決 権 比 率	主要な事業内容
株 式 会 社 ダ イ ブ	25百万円	83.3%	クリエイション事業 ソリューション事業
株式会社フォー・クオリア	99百万円	97.5%	クリエイション事業 ソリューション事業
株 式 会 社 a n d O n e	50百万円	93.2%	クリエイション事業
株 式 会 社 会 津 ラ ボ (注)	29百万円	100.0% (100.0%)	クリエイション事業 ソリューション事業
株 式 会 社 プ ロ モ ー ト	55百万円	90.6%	クリエイション事業 ソリューション事業
い な せ り 株 式 会 社	10百万円	100.0%	クリエイション事業 ソリューション事業
株式会社スマート・コミュニティ・サポート (注)	40百万円	50.6% (50.6%)	クリエイション事業

(注) 議決権比率の欄の () 内の数字は、間接出資割合を示しております。

(4) 対処すべき課題

今後、当社グループの事業を積極的に展開し、業態を拡大しつつ、企業基盤の安定を図っていくため、以下の点を主要課題として取り組んでまいります。

① 事業の拡大

当社グループの主要市場である移動体通信業界では、第5世代移動通信システム（5G）の開始により、IoT（Internet of Things）、AI（人工知能）、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等の実用化に加え、新しい生活様式の定着により社会のDX化が加速していることから、業界全体は追い風の状況であると認識しております。そのような環境において、スマートフォンやタブレット端末等のスマートデバイスは重要な役割を担っており、当社グループは既存サービスに留まらず、市場の進展に沿った新たな価値創出が一層求められてまいります。

この市場の変化に迅速且つ適確に対処するためには事業領域の拡大が重要な課題であり、その有効な手段である外部企業との協業、業務提携及びM&A等を積極的に進めてまいります。

② 企画力・技術力の強化

高機能なスマートデバイスの普及や社会の急速なデジタル化に伴うIT投資需要が高まる中、当社グループが創出するサービスの付加価値を更に高めていくためには、企画力・技術力を強化することが重要な課題と認識しております。これまでのモバイルコンテンツ向けサービスで蓄積した企画力・技術力を活かし、より便利で豊かな社会の実現に向けた新サービスを開発・提供するために、顧客ニーズに応える企画力の向上や新技術への取組みを強化してまいります。

③ 人材の確保・育成

当社グループは、スマートデバイスを中心とする新しい事業への対応が求められるため、優秀な人材確保と同時に、従業員が各々の専門性をより高め、付加価値の高い人材となるための人材育成が重要な課題と認識しております。

特にスマートデバイスについては技術革新が著しく、技術者及び企画開発者として経験を有する人材の絶対数が少ないため、専門分野の技能を有する人材の採用手法を多様化しております。また、育成においては、社内研修を継続的に実施し、且つ、外部の教育制度を積極的に活用することで個人の成長を支援するとともに、福利厚生充実、働き甲斐のある職場づくり、組織活性化に資する施策に取り組んでまいります。

④ 内部統制の強化・充実

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、内部統制の強化・充実が重要な課題と認識しております。

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を推進し、財務報告に係る内部統制が有効且つ適正に行われる体制の運用・評価を継続的に行うことで、業務の有効性及び効率性を高め、グループ全体での業績管理体制を確立し、更なる内部統制の強化に努めてまいります。また、当社は2022年4月4日に実施された東証市場再編において、スタンダード市場の上場維持基準に適合し、同市場を選択いたしました。将来的なプライム市場への上場を視野に改訂コーポレートガバナンス・コードの主旨を踏まえ、各種施策に積極的に取り組み、多様なステークホルダーとの間で建設的な対話が進むための実効性ある体制を整備してまいります。

⑤ リスクマネジメント体制の強化

情報セキュリティ、システム開発、サービス提供に伴うリスクや自然災害等、事業に関するリスクは多様化しております。当社グループが永続的に成長・存続するためには、これらのリスクの予防、迅速な対応が重要な課題と認識しております。当社グループにおいては、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクを適切に認識・評価するためリスク管理規程を設ける他、リスク管理チームを設置し、今後も一層リスクマネジメント体制の強化に努めてまいります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響の長期化に伴い、当社グループにおいては、役職員や取引先の安全確保を第一に掲げるとともに、テレワーク（在宅勤務）や時差出勤など事業運営に極力支障が生じない体制を構築し、対処してまいりました。

引き続き、変異株を含む新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた事業環境の変化を注視し、健康管理や感染予防を徹底するとともに、電子決裁範囲の拡大や業務管理方法の改善などを推し進め、引き続き、強固な事業継続体制の充実、働き方改革の推進に取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容 (2022年5月31日現在)**

当社グループは、クリエイション事業及びソリューション事業の2事業を主要な事業としております。

① **クリエイション事業**

スマートフォンによるアプリサービスを中心とした一般消費者向け「コンテンツサービス」、キitting支援、調達支援、教育支援、交通情報サービス、音声テクノロジーサービス等法人向け「ビジネスサポートサービス」、太陽光発電の「その他」等、自社で保有する権利や資産を活用する自社サービスの提供を通じて、新しいライフスタイル、ビジネススタイルを創造する事業。

② **ソリューション事業**

アプリ開発、WEB構築、サーバ構築、システム運用・監視、デバッグ、ユーザーサポートなどクリエイション事業で培ったノウハウを活かした受託開発や業務支援サービスである「システム開発・運用サービス」等、ITソリューションを通じ、顧客に新しい価値を提案する事業。

(6) 主要な営業所 (2022年5月31日現在)

当 社	本社：東京都渋谷区
株 式 会 社 ダ イ ブ	本社：東京都港区
株 式 会 社 フ ォ ー ・ ク オ リ ア	本社：東京都品川区 営業所：山口県宇部市、大阪府大阪市
株 式 会 社 a n d O n e	本社：東京都渋谷区
株 式 会 社 会 津 ラ ボ	本社：福島県会津若松市
株 式 会 社 プ ロ モ ー ト	本社：東京都渋谷区
い な せ り 株 式 会 社	本社：東京都渋谷区
株式会社スマート・コミュニティ・サポート	本社：山口県宇部市

(7) 使用人の状況 (2022年5月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
220名 (117名)	21名増 (22名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、()は外書きで、臨時従業員数であります。なお、事業のセグメント別に区分することは困難なため区分しておりません。
2. 臨時従業員数は、アルバイト・契約社員・派遣社員の期中平均人員数 (ただし、1日勤務時間7時間15分換算による) であります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて21名増加した主な要因は、営業強化に伴う増員によるものであります。
4. 臨時従業員数が前連結会計年度末と比べて22名増加した主な要因は、子会社における業容拡大に伴う増員によるものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
85名 (10名)	27名増 (-)	39.8歳	5.2年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数 (当社から他社への出向社員は含んでおりません。) であり、()は外書きで、臨時従業員数であります。なお、事業のセグメント別に区分することは困難なため区分しておりません。
2. 臨時従業員数は、アルバイト・契約社員・派遣社員の期中平均人員数 (ただし、1日勤務時間7時間15分換算による) であります。
3. 使用人数が前事業年度末と比べて27名増加した主な要因は、営業強化に伴う増員によるものであります。
4. 当社には労働組合はございませんが、労使関係は良好に推移しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年5月31日現在)

株式会社スマート・コミュニティ・サポートにおいて、運転資金として、以下のとおり借入を行っております。

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1億98百万円
株式会社山口銀行	8百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (2022年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 147,800,000株
- ② 発行済株式の総数 38,534,900株
- ③ 株主数 9,087名 (前事業年度末比23名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
植 田 勝 典	11,127,000	28.87
プ ラ ン ト フ ィ ル 株 式 会 社	9,650,000	25.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,303,900	5.97
多 々 良 師 孝	315,400	0.81
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	241,700	0.62
村 田 健 一	234,600	0.60
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	206,500	0.53
杉 山 浩 一	186,700	0.48
千 葉 ト ヨ ペ ッ ト 株 式 会 社	160,000	0.41
楽 天 証 券 株 式 会 社	154,900	0.40

⑤ 自己株式の消却

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、自己株式の消却を決議し、実施いたしました。

消却の方法	利益剰余金から減額
消却した株式の種類	当社普通株式
消却した株式の総数	1,600,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合 3.98%)
消却日	2022年5月31日
消却後の発行済株式総数	38,534,900株

- ⑥ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2022年5月31日現在）

第11回新株予約権（2019年10月18日開催の取締役会決議による新株予約権）

・新株予約権の数

86個

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 8,600株

（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり24,000円（1株当たり240円）

・新株予約権を行使することができる期間

2021年12月1日から2024年11月30日まで

・新株予約権の行使条件

1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役もしくは従業員等の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合又は当社又は当社関係会社を定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
2. その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数(個)	目的となる株式の数(株)	保有者数(名)
取締役（社外取締役を除く）	54	5,400	3
社外取締役	32	3,200	2
監査役	—	—	—

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2022年5月31日現在）

地 位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	植田 勝典	営業本部長
常務取締役	田中 勝	管理本部長
常務取締役	杉山 浩一	技術本部長
取 締 役	小栗 一朗	NTPホールディングス株式会社 代表取締役社長 NTP名古屋トヨペット株式会社 代表取締役会長兼社長 NTPトヨタ信州株式会社 代表取締役会長 株式会社トヨタレンタリース名古屋 代表取締役会長 トヨタホーム名古屋株式会社 代表取締役会長 株式会社ジェームス名古屋 代表取締役会長兼社長 NTPインポートHD株式会社 代表取締役社長 株式会社NTPカーモスト 代表取締役社長 株式会社NTPセブンス 代表取締役会長 NTPシステム株式会社 代表取締役会長
取 締 役	岡田 武史	株式会社今治・夢スポーツ 代表取締役会長 公益財団法人日本サッカー協会 副会長 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ 理事 一般社団法人Green Innovation 顧問
常勤監査役	片貝 義人	
監 査 役	吉川 信哲	
監 査 役	星野 正司	星野公認会計士事務所 株式会社ヒット 社外監査役

- (注) 1. 取締役小栗一朗及び取締役岡田武史の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉川信哲及び星野正司の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外監査役吉川信哲氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役星野正司氏は、公認会計士の資格を有する者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当連結会計年度中の取締役の重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
小栗 一朗	名古屋トヨペット株式会社 代表取締役社長	NTP名古屋トヨペット株式会社 代表取締役会長兼社長	2022年4月1日
	ネットヨタ名古屋株式会社 代表取締役会長		
	ネットヨタ中京株式会社 代表取締役会長	—	
	トヨタホーム東海株式会社 代表取締役会長		
岡田 武史	—	一般社団法人Green Innovation顧問	2021年7月16日
	—	公益社団法人ジャパン ・プロフェッショナル ・バスケットボールリーグ 理事	2021年9月29日
	公益財団法人日本サッカー協会 シニアアドバイザー	公益財団法人日本サッカー協会 副会長	2022年3月27日

(注) 1. NTP名古屋トヨペット株式会社は、2022年4月1日をもってNTPホールディングス株式会社、名古屋トヨペット株式会社、ネットヨタ名古屋株式会社、ネットヨタ中京株式会社の4社の会社分割により設立されております。また名古屋トヨペット株式会社、ネットヨタ名古屋株式会社、ネットヨタ中京株式会社の3社は、2022年4月1日をもってNTPホールディングス株式会社に吸収合併されております。

(注) 2. トヨタホーム東海株式会社は、2022年4月1日をもってNTPグループからトヨタホームグループへ移管されております。

6. 当連結会計年度末日の翌日以降における取締役の重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
小栗 一朗	NTP名古屋トヨペット株式会社 代表取締役会長兼社長	—	2022年6月30日
	NTPトヨタ信州株式会社 代表取締役会長		
	株式会社トヨタレンタリース名古屋 代表取締役会長		
	トヨタホーム名古屋株式会社 代表取締役会長		
	株式会社ジェームズ名古屋 代表取締役会長兼社長		
	株式会社NTPカーモスト 代表取締役社長	株式会社NTPカーモスト 代表取締役会長	

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は720万円又は法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役は360万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしております。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事項が定められております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、その保険料について、代表訴訟に対する保険料については各取締役及び各監査役がそれぞれの自己の報酬等の割合に応じて負担し、その他株主訴訟や第三者訴訟に対する保険料は当社が負担しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針について、以下のとおり決議いたしました。

また、取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【基本方針】

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議による定め範囲内とし、職務内容と業績の反映及び株主との価値共有という観点から、業務執行取締役については、金銭報酬である固定報酬と業績連動報酬、非金銭報酬である長期インセンティブとしてのストックオプションにて構成することとしています。また、社外取締役については、その職務の性質を踏まえ、固定報酬とストックオプションにて構成することとしています。

(a) 固定報酬の額又は算定方法等の決定に関する方針

固定報酬については、月例の固定報酬とし、取締役の任期更新時期である8月に各取締役の職位及び職務の内容、貢献度、業績、報酬水準等を勘案のうえ決定することとしています。

(b) 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法等の決定に関する方針

業績連動報酬については、業績向上に対する意識を高めるため、社内で予め定めた通期連結経常利益の目標額、達成率を指標として、取締役の任期更新時期である8月に、当該事業年度の連結経常利益目標額に対する業績連動報酬額と、前事業年度の同目標額の達成率に応じた業績連動報酬の精算額をそれぞれ算出し、合算した額を当該事業年度の業

績連動報酬確定額とします。また、その支払方法は、同確定額を12分割のうえ月例の固定報酬と合わせて、取締役在任期間である8月から翌年7月に月例で支払うものとしております。通期連結経常利益の目標額、達成率を指標として採用する理由は、当社は企業の経営活動全般の利益を表す経常利益が最重要であると捉え、グループ会社と一体となり向上に努めていることによるものであります。

(c) ストックオプションの内容及び額若しくは数又はその算定方法等の決定に関する方針
ストックオプションについては、当社の業績向上に対する意欲向上および株主との価値共有を目的とした報酬と位置づけ、長期インセンティブとして、新株予約権を付与しています。その具体的な内容及び額若しくは数又はその算定方法並びに付与の時期又は条件についてはその目的に適うものを株主総会の決議による定め の範囲内で決定することとしています。

(d) 固定報酬、業績連動報酬、ストックオプションの額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬、業績連動報酬、ストックオプションの額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、当社の企業価値向上のための適切なインセンティブとして機能するよう、上記各報酬の算定結果、他社の動向や取締役報酬の水準を勘案し決定するものとしま

す。

(e) 報酬の決定方法

取締役の個人別の固定報酬及び業績連動報酬額は、代表取締役社長植田勝典が、取締役会から本方針に基づいた算定の委任を受け、株主総会の決議により承認された報酬額等の範囲内で個別の報酬額を決定のうえ、その結果を取締役に報告するものとします。

ストックオプションについては、株主総会の決議による定め の範囲内で、代表取締役社長植田勝典が、各取締役の職位及び職務の内容、報酬水準等を勘案のうえ、取締役の個人別の付与数について原案を作成し、取締役会が決定するものとします。

当事業年度においては、取締役会は、代表取締役社長植田勝典に対して、各取締役の個人別の固定報酬及び業績連動報酬額の具体的内容の決定を委任しております。かかる委任をした理由は、当社全体の業績等を勘案して、各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長植田勝典が適任であると判断したためです。なお、委任を決定した取締役会の審議においては社外取締役の意見も踏まえて慎重に審議しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等 (ストック・オ プション報酬)	
取 締 役 (うち社外取締役)	134 (10)	133 (10)	1 (-)	0 (0)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	20 (7)	20 (7)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	155 (18)	154 (18)	1 (-)	0 (0)	8 (4)

(注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2000年8月21日開催の第12回定時株主総会において年額320百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

2. 監査役の金銭報酬の額は、2000年8月21日開催の第12回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

3. 上記金銭報酬とは別枠で、2021年8月27日開催の第33回定時株主総会において、ストックオプションとして、年額200百万円(うち、社外取締役分は50百万円)以内とし(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、年400個(うち、社外取締役分は100個)以内の範囲で概要下記の新株予約権を付与することについて決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役2名)です。

目的である株式の種類及び数 当社普通株式とし、1個当たり100株とする

行使価額 目的となる株式の数に割当日の属する月の前月の各日における終値の平均値(割当日の終値を下回る場合は割当日の終値に1.05を乗じた金額)を乗じた金額

行使期間 募集事項を決定する取締役会決議の翌日から10年以内の範囲内で、当社取締役会において定める。

行使の条件等

- ・ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役もしくは従業員に地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合又は当社又は当社関係会社を定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ・ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の条件に従い、新株予約権を行使することができる。
- ・ 本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。
- ・ 当社が消滅会社となる合併契約等について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

4. 業績連動報酬に係る業績指標は通期連結経常利益の目標額、達成率であり、当該指標を採用する理由は、当社は企業の経営活動全般の利益を表す経常利益が最重要であると捉え、グループ会社と一体となり向上に努めていることによるものであります。
- 当社の業績連動報酬は、社内で予め定めた通期連結経常利益の目標額、達成率を指標として、当該事業年度の連結経常利益目標額に対する業績連動報酬額と、前事業年度と同目標額の達成率に応じた業績連動報酬の精算額をそれぞれ算出し、合算した額を当該事業年度の業績連動報酬確定額とするものです。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標のうち通期連結経常利益の目標額は380百万円であり、実績は153百万円であります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先は、14頁に記載のとおりです。
- ・当社は、社外取締役小栗一朗氏の兼職先であるNTP名古屋トヨペット株式会社及びNTPシステム株式会社とシステム開発、IP電話導入、物品販売等の取引を行っておりますが、いずれの取引額も当社及び各兼職先それぞれにおいて、売上高に占める割合は僅少であります。また、NTP名古屋トヨペット株式会社、NTPシステム株式会社以外の小栗一朗氏の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・当社と、社外取締役岡田武史氏の各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・当社と、社外監査役星野正司氏の各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（18回開催）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 小栗一朗	17	94.4	—	—
取締役 岡田武史	18	100.0	—	—
監査役 吉川信哲	18	100.0	18	100.0
監査役 星野正司	17	94.4	18	100.0

(注) 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

2. 取締役会及び監査役会における発言状況等

- ・取締役小栗一朗氏は、経営者として培った経営ノウハウを活かし、独立性、中立性をもった外部の視点から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。同氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から経営の監督と助言を行うという社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。
- ・取締役岡田武史氏は、公益財団法人日本サッカー協会日本代表監督としてのワールドカップ出場や、幾多のサッカーチームを作り上げた豊富な経験、幅広い見識を活かし、独立性、中立性を持った外部の視点から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。同氏は、サッカーを通じた組織論・マネジメント論及び株式会社今治・夢スポーツの代表取締役としての経験を活かし、独立した立場から経営の監督と助言を行うという社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。
- ・監査役吉川信哲氏は、大手通信事業者及び同グループ会社出身としての経験を活かし、取締役会及び監査役会において適宜質問し、総合的見地からの助言・提言を行っております。
- ・監査役星野正司氏は、公認会計士としての経験を活かし、取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等の専門的な見地から適宜質問し、助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人に関する事項

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 44百万円
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
- ③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 44百万円
- ④ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況の監査を通じて、前期の監査実績の分析・評価に必要な情報収集を行い、前期の実績を踏まえた新年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積もりについて、監査役会にて検討し、相当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意をしております。
- ⑤ 監査公認会計士等の非監査業務の内容
該当事項はありません。
- ⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。また、当社では、会計監査人の業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して再任しないことが適切であると判断した場合は、監査役会の決定により、当該会計監査人を不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を決定する方針です。

(5) **業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要**

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下の通りです。(最終改定 2019年5月1日)

① **業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要**

イ. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、全ての役職員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めていくものとする。具体的には、

1. コンプライアンスの推進にあたっては、常勤役員及び部長が出席する経営委員会にコンプライアンス統括機能を併せ持たせ、協議を行うこととする。また、管理本部長をコンプライアンス責任者、コンプライアンス事務局を総務部とし、当社グループのコンプライアンスの徹底を図る。
2. 当社グループの役職員を対象としたコンプライアンスに関する研修等により、コンプライアンス知識の向上、尊重する意識を醸成する教育を行う。
3. 当社グループ内においてコンプライアンス違反行為を早期に発見、是正するため、総務部を窓口とする内部通報制度を実施する。コンプライアンス上、疑義のある行為を発見した場合、当社グループの役職員は当社総務部に通報し、当社総務部は、当該通報を受けた場合、経営委員会、取締役会及び監査役会に報告する。
4. 当社の内部監査室による監査を通じ、当社グループ各社の業務実施状況の実態を把握し、業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証し、監査結果を、適宜、経営委員会、取締役会に報告する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 当社は、文書管理規程に従い取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録・保存し管理する。文書管理規程には、文書等の管理責任者、保存すべき文書等の範囲、保存期間、保存場所、その他の文書等の保存及び管理の体制について定め、取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、これらの文書等を閲覧できるものとする。
2. 組織全体の情報セキュリティマネジメント システムの構築に関する「ISMS適合性評価制度」の認証を取得し、制度の求める水準を維持して情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を入手できる体制を維持する。

ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社グループ経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価するため、リスク管理規程を設け、リスク管理に対する基本的な管理システムを整備する。リスク管理規程には、リスク管理の体制、リスクに関する措置、事故など発生時の対応等を定める。
2. 常勤の取締役及び部長で構成される経営委員会をリスク管理機関とし、当社グループにおける様々なリスクを一元的に俯瞰し、監視に努めるとともに、新たな想定リスクの抽出、対応方法の協議を行うものとする。リスク管理にあたっては、社長の管理下において総務部長を事務局長とするリスク管理チームを設置するものとする。
3. リスク管理チームの事務局長は、経営委員会、取締役会に常時出席し、危機管理の観点から助言を行うとともに、社長は業務上の決裁者に対しリスク管理上必要な指導を適宜行うものとする。
4. 当社の子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行うため、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき、必要に応じて役職員を派遣し、当社の子会社における業務の適正性を確保する。

ニ. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1. 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定と業務執行状況の監督を行う。また、本部制を採用し、各本部の業務執行に関する統制機能を担うとともに、常勤役員及び部長が出席する経営委員会によって本部間の調整・協議機能の強化を図るものとする。
2. 取締役は、委任された事項について、組織規程及び職務権限規程等の一定の意思決定ルールに基づき業務執行する。また、取締役会は、業務執行の効率化のため、随時、必要な決定を行うものとする。
3. 取締役会は、当社グループの役職員が共有する目標として、3事業年度を期間とする中期経営計画及び年度予算を策定し、業務執行を担当する当社グループ各社の取締役は目標達成のために注力する。
4. 前項の定めに従い策定した目標達成の進捗状況管理は、当社においては常勤役員及び部長が出席する経営委員会並びに取締役会において月次業績のレビューを行い、必要な審議又は決定を諸規程に基づき行うものとし、当社の子会社においては各社の実態を踏まえた月次業績のレビューの体制を適切に構築させるものとする。
5. 当社取締役が当社の子会社の取締役を兼務することで、当社グループの緊密な連携を保ち、当社グループの全体の事業の繁栄を目指すものとする。
6. 内部監査室による監査を通じ、当社の子会社の業務執行が効率的に行われているかを調査・検証する。

- ホ. 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
1. 関係会社管理規程を制定し、当社の子会社に対し、その定めに従い、経営上の重要事項を決定する場合には、当社の経営委員会での審議を経て、当社取締役会への付議を行うとともに、必要に応じて当社と連携することを義務づける体制を確保する。
 2. 当社の子会社に対し、当社の取締役及び監査役が当該子会社の文書等を必要に応じて常時閲覧できる体制を確保させる。
 3. 当社取締役が当社の子会社の取締役を兼務することで、この者を通じ、当社の子会社の経営上の重要事項が適時に当社に報告されるようにする。
- ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 総務部スタッフから監査役を補助する使用人としての適任者を選任し、この者は監査役会の事務局を兼ねる。
 2. 同スタッフは、監査役の補助に関する業務については、監査役の指示に従いその職務を行う。
 3. 同スタッフの人事異動、懲戒に関しては、監査役会の意見を尊重するものとする。
- ト. 当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、適宜、その担当する業務の執行状況の報告を監査役に報告する。
 2. 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見した場合は、直ちに当社の監査役に報告する。
 3. 当社グループの役職員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行う。
 4. 内部監査室は、内部監査の結果を監査役又は監査役会に対して報告する。
 5. 総務部は、内部通報制度による通報の状況について、監査役に報告する。
 6. 当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- チ. 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の仕事の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1. 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的透明性を担保する。
 - 2. 監査の実効性を確保するため、代表取締役との定期的な意見交換会の開催、監査において必要な社内会議への出席等、監査役監査の環境整備に努める。
 - 3. 監査の実施にあたり監査役が必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。

- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次の通りであります。

 - 1. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を計18回、開催しました。また、常勤の取締役及び部長を構成員とする経営委員会を20回開催し、取締役会付議事項の審議や月次業績のレビューを行っております。また、経営委員会はコンプライアンスに関する協議を行うほか、リスク管理機能を併せ持っており、リスク管理チームの事務局長が出席し、危機管理の観点から適宜助言等を行っております。
 - 2. 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社取締役は当社子会社の取締役を兼務し、毎月1回以上開催される子会社の取締役会に出席し、月次業績や重要事項の決議について確認し、当社取締役会にて適切に報告しております。
 - 3. 監査を支える体制については、監査役を補助するスタッフを監査役の要請に基づき選任しております。また、監査役会は、代表取締役、会計監査人又は内部監査室との会合を定期的実施するとともに、常勤監査役は、経営委員会等の重要な会議に出席しております。

第34期 連結計算書類

2021年6月1日から
2022年5月31日まで

東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号

日本エンタープライズ株式会社

連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産 現 金 及 び 預 金 売 掛 金 及 び 契 約 資 産 商 品 仕 掛 品 貯 蔵 品 未 収 入 金 そ の 他 貸 倒 引 当 金 固 定 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物 機 械 及 び 装 置 土 地 そ の 他 無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア そ の 他 投 資 そ の 他 の 資 産 投 資 有 価 証 券 差 入 保 証 金 繰 延 税 金 資 産 そ の 他 資 産 合 計	流 動 負 債 買 掛 金 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 未 払 法 人 税 等 未 払 消 費 税 等 契 約 負 債 そ の 他 固 定 負 債 長 期 借 入 金 退 職 給 付 に 係 る 負 債 そ の 他 負 債 合 計 純 資 産 の 部 株 主 資 本 資 本 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分 純 資 産 合 計 負 債 ・ 純 資 産 合 計
4,952,634	532,523
4,218,764	138,640
647,118	23,496
11,195	40,739
7,921	43,268
195	36,816
9,690	249,562
58,347	238,665
△599	183,403
711,540	43,009
311,578	12,252
25,717	771,188
261,017	
12,400	
12,442	
220,107	
210,450	
9,656	
179,855	
52,196	
83,007	
42,301	
2,350	
5,664,175	4,759,185
	1,108,338
	984,894
	2,665,952
	1,435
	132,366
	4,892,986
	5,664,175

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年6月1日から)
(2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		4,019,481
売上原価		2,330,010
販売費及び一般管理費		1,689,471
営業外収益		1,586,804
受取利息	76	
受取配当	32	
受取賃貸	1,332	
受取手収	600	
受取差効	6,786	
受取失効	258	
受取他	39,223	
営業外費用	7,124	55,432
支払利息	2,409	
支払手数料	1,682	
支払の他	31	4,123
特別利益		153,976
違約金収入	5,000	
固定資産売却益	3,528	8,528
特別損失		
固定資産除却損	4,704	4,704
税金等調整前当期純利益		157,801
法人税、住民税及び事業税	76,777	
法人税等調整額	△10,081	66,695
当期純利益		91,105
非支配株主に帰属する当期純利益		19,474
親会社株主に帰属する当期純利益		71,631

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から)
(2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年6月1日期首残高	1,108,338	977,254	2,972,297	-	5,057,890
会計方針の変更による 累積的影響額			33,268		33,268
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	1,108,338	977,254	3,005,565	-	5,091,158
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△120,404		△120,404
連結子会社との合併による 変動額		7,639	△7,639		-
自己株式の取得				△283,200	△283,200
自己株式の消却			△283,200	283,200	-
親会社株主に帰属する 当期純利益			71,631		71,631
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	7,639	△339,613	-	△331,973
2022年5月31日期末残高	1,108,338	984,894	2,665,952	-	4,759,185

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 計			
2021年6月1日期首残高	1,504	1,504	3,162	119,535	5,182,093
会計方針の変更による 累積的影響額				1,130	34,398
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	1,504	1,504	3,162	120,665	5,216,492
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△120,404
連結子会社との合併による 変動額					－
自己株式の取得					△283,200
自己株式の消却					－
親会社株主に帰属する 当期純利益					71,631
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△1,504	△1,504	△1,727	11,700	8,468
連結会計年度中の変動額合計	△1,504	△1,504	△1,727	11,700	△323,505
2022年5月31日期末残高	－	－	1,435	132,366	4,892,986

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7社

連結子会社名

株式会社ダイブ

株式会社フォー・クオリア

株式会社and One

株式会社社会津ラボ

株式会社プロモート

株式会社スマート・コミュニティ・サポート

いなせり株式会社

なお、交通情報サービス株式会社は、当連結会計年度において当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

非連結子会社の数 1社

非連結子会社名

NE銀潤株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

上記の非連結子会社は、小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数

該当ありません。

持分法非適用会社の数 1社

持分法非適用会社名

NE銀潤株式会社

(持分法適用の範囲から除いた理由)

上記の持分法非適用会社は、小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。また、一部の連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～10年

機械及び装置 17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における使用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① コンテンツサービス

コンテンツサービスの主な内容は、通信キャリアのプラットフォームを利用した一般消費者向けのスマートフォンによるアプリサービスであり、顧客が当該サービスを利用した時点で履行義務が充足されるものと判断し、顧客が利用した時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから、おおよそ3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② ビジネスサポートサービス

ビジネスサポートサービスの主な内容は、キッキング支援、交通情報サービス、音声テクノロジーサービス、エスクローサービス等であり、契約期間の定めのあるライセンスの供与について、使用权の場合には、顧客が知的財産を使用可能になった時点で一括で収益を認識しております。また、アクセス権の場合には、顧客との契約期間に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

③ システム開発・運用サービス

システム開発・運用サービスの主な内容は、アプリ開発、WEB構築、サーバ構築、システム開発・運用・監視、デバッグ、ユーザーサポート等であります。

アプリ開発、WEB構築、サーバ構築、システム開発等については、履行義務は契約上合意したシステム開発をすることであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。この履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価実績の見積原価総額に対する割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりが困難でありながらも、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム運用・監視、デバッグ、ユーザーサポート等保守サービスについては、顧客との契約に基づき契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

II 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりであります。

(1) 受注案件に係る収益認識等

受注案件に関して、従来は開発の進捗部分について成果の確実性が認められる案件には工事進行基準を適用し、その他の案件には工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しており、この履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価実績の見積原価総額に対する割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりが困難でありながらも、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更しております。また、従来は一部の保守サービスについて、顧客との保守契約取引完了時に一時点で収益を認識しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

(2) ライセンス取引

契約期間の定めのあるライセンスの供与に係る収益について、従来は契約期間にわたり収益を認識しておりましたが、提供するサービスの内容に基づき一部については、顧客が知的財産を使用可能になった時点で一括で収益を認識する方法に変更しております。

(3) コンテンツサービス取引

通信キャリアのプラットフォームを利用したコンテンツサービス売上は、従来は通信キャリアからの通知書に基づいて収益を認識しておりましたが、顧客が利用した時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高は26,616千円増加し、売上原価は21,443千円減少しており、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ48,060千円増加

しております。また、利益剰余金の期首残高は33,268千円増加しております。

収益認識会計基準等の適用に伴い、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」の「その他」に含めていた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価の適切な区分毎の内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社の有形固定資産	33,284千円
当社の無形固定資産	103,011千円
減損損失	－千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

ソフトウェアのうち減損の兆候がある当社の資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。

当社は当連結会計年度において、継続して営業損失が計上されていることから、当社の固定資産に減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断し、減損損失は計上しておりません。

②主要な仮定

当該将来キャッシュ・フローの見積りの主要な仮定は、各事業内のサービスごとの売上高見込額であります。

また、新型コロナウイルス感染症が当社グループの業績に与える影響は軽微であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

各事業の売上高が事業計画上の計画値を下回った場合、翌連結会計年度において、固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	42,301千円
繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）	42,301千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは当社の取締役会で承認された将来の事業計画を基礎としております。

②主要な仮定

課税所得の見積りの主要な仮定は、各事業内のサービスごとの売上高見込額であります。また、新型コロナウイルス感染症が当社グループの業績に与える影響は軽微であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

各事業の売上高が事業計画上の計画値を下回った場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産の取り崩しを行う可能性があります。

3. 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高	38,709千円
-----	----------

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当連結会計年度末までの進捗部分について履行義務の充足が認められる案件については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しており、配分された取引価格に履行義務の充足に使用されたコストが契約における取引開始日から履行義務を完全に充足するまでに予想されるコスト合計（以下「開発原価総額」という。）に占める割合（以下「進捗率」という。）を乗じて売上高を計上しております。

②主要な仮定

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する売上高の見積りの基礎となる開発原価総額における主要な仮定は、人件費等の積算の基礎となる工数であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積原価総額の主要な仮定であるシステム開発に係る人員の人件費等は、見積りの不確実性が高く、原価発生額の実績が見積金額と乖離することにより、翌連結会計年度において受注案件に係る損益が変動するリスクがあります。

IV 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

売掛金及び契約資産	6,033千円
-----------	---------

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	21,996千円
---------------	----------

長期借入金	176,028千円
-------	-----------

計	198,024千円
---	-----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 294,994千円

V 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

VI 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び種類ごとの総数

普通株式 38,534,900株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年8月27日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	120,404	3	2021年5月31日	2021年8月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

- ① 決議日 2022年8月26日開催の定時株主総会において、決議を予定しております。
- ② 配当金の総額 77,069千円
- ③ 1株当たり配当額 2円
- ④ 基準日 2022年5月31日
- ⑤ 効力発生日 2022年8月29日
- ⑥ 配当原資 利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び種類ごとの総数

2019年10月18日開催の取締役会決議によるストックオプション 普通株式 27,600株

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、受注時における与信の管理等によってリスクの低減を図っております。また、投資有価証券である株式は、営業上関係を有する企業の株式であり、市場価格変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは各社が資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

借入金の用途は設備投資資金であり、手許流動性を十分に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額52,196千円）は、次表には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金についても短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入 金を含む)	206,899	205,705	△1,193
負債計	206,899	205,705	△1,193

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	—	205,705	—	205,705

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元金利の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VIII 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

IX 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年6月1日 至 2022年5月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	クリエイション事業	ソリューション事業	
コンテンツサービス	1,000,257	－	1,000,257
ビジネスサポートサービス	766,334	－	766,334
システム開発・運用サービス	－	2,188,267	2,188,267
その他	64,621	－	64,621
顧客との契約から生じる収益	1,831,214	2,188,267	4,019,481
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	1,831,214	2,188,267	4,019,481

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」、「4. 会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	517,601	511,671
契約資産	31,947	135,447
契約負債	32,338	36,816

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、32,336千円です。

契約資産は、顧客との間で締結した請負契約について期末日時点で履行義務が完了しておりますが、未請求となっているサービスに係る対価に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該履行義務に関する対価は、顧客との契約に従い、成果物について顧客による検収を受けた後に請求し、対価を受領しております。

契約負債は、主に、一定の期間にわたり充足される履行義務として収益を認識する顧客との契約について、契約に定められた支払条件に基づき顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

X 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	123円50銭
2. 1株当たり当期純利益	1円81銭

XI 企業結合等関係

共通支配下の取引等

当社は、2021年4月23日開催の取締役会決議に基づき、2021年6月1日を効力発生日として、当社の100%子会社である交通情報サービス株式会社を吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称	交通情報サービス株式会社
事業の内容	クリエイション事業 ソリューション事業

(2) 企業結合日（効力発生日）

2021年6月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、交通情報サービス株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

日本エンタープライズ株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループにおいて交通情報サービス株式会社は、一般消費者向けへの交通情報提供の他、法人向けの道路交通情報連動型車両動態管理システムや最寄り道路到達までの所要時間を可視化したAI画像解析システムなどの販売を行っております。このたび、当社が有する経営基盤と、同社が培ってきた高度交通情報を融合させることで、新規サービス開発による事業創出や事業価値の最大化を実現する他、管理コストの最適化を図り経営効率を向上すべく、同社を吸収合併することいたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

XII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第34期 計 算 書 類

2021年6月1日から
2022年5月31日まで

東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号

日本エンタープライズ株式会社

貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流動資産	流動負債
現金及び預金	買掛金
売掛金及び契約資産	未払法人税等
商品	未払金
仕掛品	契約負債
貯蔵品	その他
前払費用	固定負債
その他	その他
固定資産	負債合計
有形固定資産	純資産の部
建物	株主資本
工具器具備品	資本金
リース資産	資本剰余金
土地	資本準備金
無形固定資産	利益剰余金
ソフトウェア	利益準備金
その他	その他利益剰余金
投資その他の資産	別途積立金
投資有価証券	繰越利益剰余金
関係会社株式	新株予約権
差入保証金	純資産合計
繰延税金資産	負債・純資産合計
その他	
資産合計	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年6月1日から)
(2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		1,948,703
販売費及び営業		916,994
営業		1,031,709
受取		1,210,852
受取		179,143
受取		68
受取	35,561	息金
受取	1,332	料
受取	52,560	料
受取	258	益
受取	300	入
受取	39,223	益
受取	6,401	他
受取		135,706
受取		1,682
受取	0	料
受取		1,682
受取		45,120
受取		3,528
受取	483,184	益
受取	28,476	益
受取	5,000	益
受取		520,188
受取		309
受取		309
受取		474,759
受取	3,267	業
受取	△10,461	税
受取		△7,194
受取		481,954

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2021年6月1日 期 首 残 高	1,108,338	986,289	986,289	10,000	1,036,000	982,531	2,028,531	－	4,123,159
会計方針の変更による 累積的影響額						28,375	28,375		28,375
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,108,338	986,289	986,289	10,000	1,036,000	1,010,906	2,056,906	－	4,151,534
事業年度中の 変 動 額									
剰余金の配当						△120,404	△120,404		△120,404
自己株式の取得								△283,200	△283,200
自己株式の消却						△283,200	－	283,200	－
当期純利益						481,954	481,954		481,954
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)									
事業年度中の 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	78,349	78,349	－	78,349
2022年5月31日 期 末 残 高	1,108,338	986,289	986,289	10,000	1,036,000	1,089,256	2,135,256	－	4,229,884

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等計		
2021年6月1日 期首残高	1,504	1,504	3,162	4,127,826
会計方針の変更による 累積的影響額				28,375
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,504	1,504	3,162	4,156,202
事業年度中の 変動額				
剰余金の配当				△120,404
自己株式の取得				－
自己株式の消却				－
当期純利益				481,954
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)	△1,504	△1,504	△1,727	△3,232
事業年度中の 変動額合計	△1,504	△1,504	△1,727	75,117
2022年5月31日 期末残高	－	－	1,435	4,231,319

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～10年

工具器具備品 4～20年

車両運搬具 3年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における使用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) コンテンツサービス

コンテンツサービスの主な内容は、通信キャリアのプラットフォームを利用した一般消費者向けのスマートフォンによるアプリサービスであり、顧客が当該サービスを利用した時点で履行義務が充足されるものと判断し、顧客が利用した時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから、おおよそ3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) ビジネスサポートサービス

ビジネスサポートサービスの主な内容は、キッキング支援、交通情報サービス、音声テクノロジーサービス、エスクローサービス等であり、契約期間の定めのあるライセンスの供与について、使用権の場合には、顧客が知的財産を使用可能になった時点で一括で収益を認識しております。また、アクセス権の場合には、顧客との契約期間に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) システム開発・運用サービス

システム開発・運用サービスの主な内容は、アプリ開発、WEB構築、サーバ構築、システム開発・運用・監視、デバッグ、ユーザーサポート等であります。

アプリ開発、WEB構築、サーバ構築、システム開発等については、履行義務は契約上合意したシステム開発をすることであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。この履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価実績の見積原価総額に対する割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりが困難でありながらも、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム運用・監視、デバッグ、ユーザーサポート等保守サービスについては、顧客との契約に基づき契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

4. その他計算書類作成のための基本となる事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

II 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりであります。

(1) 受注案件に係る収益認識等

受注案件に関して、従来は開発の進捗部分について成果の確実性が認められる案件には工事進行基準を適用し、その他の案件には工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しており、この履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価実績の見積原価総額に対する割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりが困難でありながらも、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更しております。

また、従来は一部の保守サービスについて、顧客との保守契約取引完了時に一時点で収益を認識しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

(2) ライセンス取引

契約期間の定めのあるライセンスの供与に係る収益について、従来は契約期間にわたり収益を認識しておりましたが、提供するサービスの内容に基づき一部については、顧客が知的財産を使用可能になった時点で一括で収益を認識する方法に変更しております。

(3) コンテンツサービス取引

通信キャリアのプラットフォームを利用したコンテンツサービス売上は、従来は通信キャリアからの通知書に基づいて収益を認識しておりましたが、顧客が利用した時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の売上高は33,672千円増加し、売上原価は2,512千円減少しており、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ36,185千円増加しております。また、利益剰余金の期首残高は28,375千円増加しております。

収益認識会計基準等の適用に伴い、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	33,284千円
無形固定資産	103,011千円
減損損失	－千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「注記事項（会計上の見積りに関する注記）1. 固定資産の減損」と同一のため、注記を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	16,574千円
繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）	16,574千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「注記事項（会計上の見積りに関する注記）2.繰延税金資産の回収可能性」と同一のため、注記を省略しております。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

	117,221千円
--	-----------

2. 債務保証

連結子会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社スマート・コミュニティー・サポート 198,024千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	3,079千円
短期金銭債務	57,656千円

V 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高	9,505千円
仕入高	207,675千円
販売費及び一般管理費	9,154千円
営業取引以外	153,915千円

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	千円
未払事業税	1,763
繰越欠損金	145,600
関係会社株式評価損	91,811
未払賞与	4,314
減損損失	7,255
その他	9,581
繰延税金資産小計	<u>260,326</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△142,394
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△101,356</u>
評価性引当額	<u>△243,751</u>
繰延税金資産合計	16,574
繰延税金資産の純額	<u>16,574</u>

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子会社	株 式 会 社 ダイブ	所有 直接 83.3	ク リ エ ー シ ョ ン 事 業 及 び ソ ル ュ ー シ ョ ン 事 業 の 受 発 注 役 員 の 兼 任	売 上 高 (サーバ保守等)	2,393	売 掛 金	697
子会社	株 式 会 社 フォー・クオリア	所有 直接 97.5	ク リ エ ー シ ョ ン 事 業 及 び ソ ル ュ ー シ ョ ン 事 業 の 受 発 注 役 員 の 兼 任	売 上 高 (サーバ保守等)	4,160	売 掛 金	264
				外 注 費 等 (データ素材制作等)	59,849	買 掛 金	13,580
				ソ フ ト ウ ェ ア の 購 入	10,349	—	—
				関 係 会 社 株 式 の 売 却 (注3)	65,826	—	—
子会社	株 式 会 社 a n d O n e	所有 直接 93.2	ク リ エ ー シ ョ ン 事 業 の 発 注 役 員 の 兼 任	売 上 高 (物 販 等)	35	売 掛 金	3
				運 営 管 理 費 (IP電話システム等)	12,365	買 掛 金	763
				ソ フ ト ウ ェ ア の 購 入	750	—	—
子会社	い な せ り 株 式 会 社	所有 直接 100.0	ク リ エ ー シ ョ ン 事 業 及 び ソ ル ュ ー シ ョ ン 事 業 の 受 発 注 役 員 の 兼 任	商 品 の 購 入 等	31	—	—
子会社	株 式 会 社 津 会 社	所有 間接 100.0	ク リ エ ー シ ョ ン 事 業 及 び ソ ル ュ ー シ ョ ン 事 業 の 受 発 注 役 員 の 兼 任	売 上 高 (アプリ利用料)	180	—	—
				外 注 費 (サーバ保守等)	600	買 掛 金	55
				ソ フ ト ウ ェ ア の 購 入	328	—	—
子会社	株 式 会 社 プ ロ モ ー ト	所有 直接 90.6	ク リ エ ー シ ョ ン 事 業 及 び ソ ル ュ ー シ ョ ン 事 業 の 受 発 注 役 員 の 兼 任	売 上 高 (アプリ利用料等)	2,736	売 掛 金	188
				外 注 費 (ライセンス料等)	143,106	買 掛 金	42,347
子会社	株 式 会 社 ス マ ー ト ・ コ ミ ュ ニ テ ィ ・ サ ポ ー ト	所有 間接 50.6	役 員 の 兼 任 債 務 保 証	債 務 保 証 (注4)	198,024	—	—
子会社	N E 銀 潤 株 式 会 社	所有 直接 100.0	ク リ エ ー シ ョ ン 事 業 の 受 発 注 役 員 の 兼 任	運 営 管 理 費 (アプリ運営等)	876	買 掛 金	123

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方法等
 売上については、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
 原価については、複数の見積りを入力し、過去の実績その他相手先の開発能力等を勘案して、発注及び価格を決定しております。
 サーバ保守等、データ素材制作等、システム利用料、ライセンス料及びソフトウェアの購入に係る取引価格は、一般的取引条件を勘案して決定しております。
3. 関係会社株式の譲渡価額は対象会社の純資産を勘案して買い手と協議により決定しております。
 なお、損益計算書においては関係会社株式売却益28,476千円が特別利益に計上されております。
4. 株式会社スマート・コミュニティ・サポートの銀行借入(198,024千円)につき、債務保証を行っているものであります。

2. 役員及び個人主要株主等

属 性	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	N T P シ ス テ ム 株 式 会 社	なし	クリエイション事業 及びソリューション 事業の受発注	売 上 高 等 (IP電話システム等)	48,322	売 掛 金	3,332

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方法等
 売上については、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
3. 当社取締役小栗一郎が議決権の過半数を保有しております。

VIII 収益認識に関する注記

「I 重要な会計方針に係る事項」の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

IX 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 109円77銭
2. 1株当たり当期純利益 12円19銭

X 企業結合等関係

共通支配下の取引等

当社は、2021年4月23日開催の取締役会決議に基づき、2021年6月1日を効力発生日として、当社の100%子会社である交通情報サービス株式会社を吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称	交通情報サービス株式会社
事業の内容	クリエイション事業 ソリューション事業

(2) 企業結合日（効力発生日）

2021年6月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、交通情報サービス株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

日本エンタープライズ株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループにおいて交通情報サービス株式会社は、一般消費者向けへの交通情報提供の他、法人向けの道路交通情報連動型車両動態管理システムや最寄り道路到達までの所要時間を可視化したAI画像解析システムなどの販売を行っております。このたび、当社が有する経営基盤と、同社が培ってきた高度交通情報を融合させることで、新規サービス開発による事業創出や事業価値の最大化を実現する他、管理コストの最適化を図り経営効率を向上すべく、同社を吸収合併することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

XI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監 查 報 告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月22日

日本エンタープライズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 横内 龍也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小林 勇人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本エンタープライズ株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エンタープライズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月22日

日本エンタープライズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 横 内 龍 也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小 林 勇 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本エンタープライズ株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程、当期の監査の方針、職務の分担、及び監査計画等に従い、電話又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、主な子会社については、子会社の取締役又は監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月26日

日本エンタープライズ株式会社 監査役会
常勤監査役 片 貝 義 人 ㊞
社外監査役 吉 川 信 哲 ㊞
社外監査役 星 野 正 司 ㊞